

石 監 第 2 6 号  
令和2年2月21日

■ 殿

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 安 倍 太 郎

住民監査請求について（通知）

令和元年12月26日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づき提出された職員措置請求については、提出された書類を慎重に審査した結果、別紙の理由により却下が相当であると決定したので、その旨通知します。

(別紙)

1 請求の要旨（職員措置請求書記載の原文のまま）

1) 令和元年10月15日の宮城県知事村井嘉浩と石巻市長亀山紘の原判決確定～「宮城県と石巻市は連帯して損害賠償の責めに任ず」との確定判決を受けて石巻市長亀山紘は村井知事の「平成21年10月の最高裁判例に倣えば県が賠償金を支払うのは難しい」との支払い拒否に対して、それ以上の県への負担要請をせずにあっさりと県知事の支払い拒絶を容認。(資料1)

「知事のおためごかし」・石巻市の財政負荷への大きさを鑑み、県が一旦立替払いをし、10年～20年でもいいから分割弁済してはどうか・・・と言う提案に飛びついた。

請求の要旨

2) 石巻市長亀山紘は村井県知事に対して、宮城県が負担すべき賠償金額の再協定の申し入れを行い県にも応分の賠償義務を認めさせるべきである。場合によっては求償権行使への部分否定「支払い拒否」の申しれをすべきである。県は覚書の求償権の履行を求めて最悪の場合「提訴する」可能性がある。

最高裁まで争って平成21年の福島県体罰事件の最高裁判例に代わる、組織的過失責任に相応しい、新たな判例の創設を求めて争うべきであると考えます。

結論・亀山市長は村井県知事に対し求償全額弁済を拒否せよ、再協議申立てを行え。

2 却下の理由

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結等の財務会計上の行為があると認められるとき、又は当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合、当該行為の防止・是正を図るため、当該団体の住民に対し、監査及び必要な措置を講ずべきことについて請求することを認めたものである。そして、住民監査請求が、適法なものとして受理されるためには、問題としている財務会計上の行為について、法令に違反している等の違法性若しくは不当性が具体的に主張されていなければならないものである。

本件監査請求において、請求人は、石巻市立大川小学校国家賠償等請求事件について、令和元年10月10日最高裁決定により、平成30年4月26日仙台高裁判決が確定し、石巻市及び宮城県が連帯して損害賠償金及び損害遅延金（以下「損害賠償金等」という。）の支払義務を負うこととなったことは、「全財政基盤を危うくし」財政に大きな影響とダメージを与える」（原文から抜粋）と主張しており、この問題意識は理解できなくもない。

しかし、違法性について、「亀山市長の途方もない違法性は「全財政基盤を危うくし」財政に大きな影響とダメージを与える～最も回避すべき決着方法「訴訟」に遺族等を追い込んだことである。そのつげが約21億円・現金払い！「財政破綻危険原因」～市長の犯罪的行為・・・」（原文から抜粋）、「地方自治法第2条・・・最小の費用で最大の効果を発揮する義務違反」（原文から抜粋）と主張し、また、不当性について、「今回の不当性は宮城県知事村井嘉浩が援用した平成21年最高裁判例にある」（原文から抜粋）と主張するが、

これらは住民監査請求における財務会計上の行為の違法性や不当性を摘示するものとは認められない。

本件監査請求は、住民監査請求の形式をとってはいるものの、「石巻市立大川小学校国家賠償等請求事件の敗訴を受けて石巻市と宮城県が交わした覚書の根拠とした平成21年最高裁判例（求償権事件）を今回の石巻市と宮城県の求償権の関係と同一視することは間違いであり、国家賠償法第3条第2項に基づく求償権の捉え方について、新たな責任分担の判断基準を最高裁判所に求めるべきである」と主張し、「宮城県からの求償全額弁済を拒否し、再協議の申立てを行う」ことを求めて提出されたものであり、地方自治法が住民監査請求の対象を財務会計上の行為等に限った趣旨、目的を逸脱するものと言わざるを得ない。

以上のことから、本件監査請求は地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を具備しておらず、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。